

令和元年

上尾市教育委員会 5 月定例会 議案

## 議 案 名

- 議案第 26 号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について ---- 1
- 議案第 27 号 第 2 期上尾市教育振興基本計画の一部修正について ----- 2
- 議案第 28 号 上尾市図書館規則の一部を改正する規則の制定について - 3
- 議案第 29 号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制  
定に係る意見の申出について ----- 5
- 議案第 30 号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱  
又は任命について ----- 7

議案第 26 号

上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について  
上尾市公民館運営審議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和元年 5月28日提出

上尾市教育委員会教育長 池野 和己

記

1 委嘱（任期：前任者の残任期間である令和2年6月12日まで）

選出区分	氏名	住所	役職名	備考
2号委員 (家庭教育)	飯山 真樹子	上尾市井戸木在住	上尾市PTA連合会 代表幹事	新任

2 任命（任期：前任者の残任期間である令和2年6月12日まで）

選出区分	氏名	所在地	役職名	備考
1号委員 (学校教育)	示野 浩生	上尾市大字大谷本郷 124番地	南中学校長	新任
	金子 泰雄	上尾市上平中央 一丁目8番地1	芝川小学校長	新任

起案理由

選出団体において役員交代により上尾市公民館運営審議会委員の身分を失うこととなるため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいので、この案を提出する。

議案第 27 号

第 2 期上尾市教育振興基本計画の一部修正について  
第 2 期上尾市教育振興基本計画の一部を下記のとおり修正する。

令和元年 5 月 28 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

修 正 案	現 行
第 2 章 施策の展開 基本目標 V 生涯にわたる豊かな学びのサポート 施策 5 図書館運営の充実 主な取組 4 図書館施設の _____ 充実 ○ _____ _____ 図書館本館、 各分館、公民館図書室の充実を図りま す。 (削除)	第 2 章 施策の展開 基本目標 V 生涯にわたる豊かな学びのサポート 施策 5 図書館運営の充実 主な取組 4 図書館施設の <u>整備・充実</u> ○ <u>図書館サービス網の中核施設として、</u> <u>新図書館建設を進めるとともに、各分</u> <u>館、公民館図書室の設備</u> の充実を図りま す。 <u>施策 6 新図書館の建設</u>

提案理由

新図書館複合施設整備計画の見直しに伴い、第 2 期上尾市教育振興基本計画の一部を修正したいので、この案を提出する。

議案第 28 号

上尾市図書館規則の一部を改正する規則の制定について  
上尾市図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 5 月 28 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市図書館規則の一部を改正する規則

上尾市図書館規則（平成 18 年上尾市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 8 条関係）

<b>利用申込書</b>		名私・免許・健保・その他（      ）	
		区分 新規・再発行・変更・復籍	
(宛先)上尾市図書館長		申込日      年      月      日	
フリガナ		0	0 9
名 前		性別    1 男    2 女	
生年月日	年      月      日		
住 所	(〒      -      ) アパート・マンション名までご記入ください		
日中連絡先	-      -      1 自宅 2 携帯 3 勤務先		

※太線の中をご記入ください。

※上尾市内への通勤・通学等に該当して登録する場合は、以下にもご記入ください。

**市内 勤務先・通学先・その他（      ）証明書（      ）**

名 称	
所在地	(〒      -      )
連絡先	-      -      1 勤務先 2 通学先 3 その他（      ）

※太線の中をご記入ください。

## 附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

## 提案理由

改元に伴い、図書館資料の利用カードの交付に必要となる利用申込書の様式について所要の変更をしたいので、この案を提出する。

## 議案第 29 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和元年 5 月 28 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項第 2 号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「10 万 5, 290 円」を「16 万 5, 150 円」に改め、同項第 2 号中「5 万 7, 190 円」を「7 万 7 90 円」に改め、同項第 3 号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「5 万 2, 650 円」を「8 万 2, 580 円」に改め、同項第 4 号中「2 万 8, 600 円」を「3 万 5, 400 円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6, 160 円」を「6, 198 円」に、「7, 923 円」を「7, 955 円」に、「9, 550 円」を「9, 580 円」に、「10, 788 円」を「10, 810 円」に、「11, 633 円」を「11, 645 円」に、「12, 375 円」を「12, 388 円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5, 195 円」を「5, 225 円」に、「6, 175 円」を「6, 203 円」に、「6, 860 円」を「6, 880 円」に、「8, 013 円」を「8, 028 円」に、「8, 898 円」を「8, 908 円」に、「9, 360 円」を「9, 370 円」に改め、同表備考第 2 号(1)中「卒業した」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成31年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、平成30年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

#### 提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

## 議案第30号

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和元年 5月28日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

### 記

#### 1 委嘱 [任期：令和2年3月31日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
2号委員	おおもり あつふみ 大森 篤史	上尾市中分 在住	市立大石中学校PTA会長	新任
	うおづ ひろつぐ 魚津 浩嗣	上尾市原市 在住	市立原市中学校PTA会長	新任

#### 2 任命 [任期：令和2年3月31日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	しめの ひろお 示野 浩生	市立南中学校 勤務	市立南中学校長	新任
	むらた まさのり 村田 正則	市立大石中学校 勤務	市立大石中学校長	新任
	かわらだ いちろう 川原田 一郎	市立大谷中学校 勤務	市立大谷中学校長	新任
3号委員	やまぎし まきこ 山岸 真木子	市立上尾中学校 勤務	市立上尾中学校 教諭	新任
	おぐら みやこ 小倉 京	市立大石南中学校 勤務	市立大石南中学校 教諭	新任
	たなか よしみ 田中 嘉美	市立瓦葺中学校 勤務	市立瓦葺中学校 教諭	新任

1号委員：中学校の校長  
2号委員：中学校PTA会長  
3号委員：中学校給食主任

#### 提案理由

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員に欠員が生じたため、上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号）第4条の規定により、その後任として委嘱又は任命したいので、この案を提出する。